

別紙 （電子申請）

令和 7・8 年度 競争入札参加資格審査申請書の取扱について
(※本申請は、確実に入札参加できることを保証するものではありません。)

第 1 申請方式及び証明書類の入手方法

1 電子申請（電子申請をした場合は書面申請は不要）

- (1) インターネットを利用して申請する方式で、申請書類の持参又は郵送が不要となる。
- (2) 単数市町村はもとより、複数市町村に対する一括申請が可能となり事務の軽減が図れる。
- (3) 令和 7・8 年度は、「建設工事、測量・建設コンサルタント等（以下、「建設工事等」という。）」の申請に限ります。

なお、令和 8 年度から「物品等の購入、物品の賃貸借及びその他業務（役務の提供）以下、「物品等」という。」の書面申請を開始する予定です。

(4) 運営主体等

ア 運営主体

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会（以下「共同審査協議会」という。）

イ 運営主体事務局

一般財団法人北海道建設技術センター

ウ 審査名称

北海道市町村入札参加資格共同審査（以下「共同審査」という。）

エ システム名

北海道市町村入札参加資格共同審査システム（以下「共同審査システム」という。）

オ ポータルサイト名

北海道市町村入札参加資格共同審査ポータルサイト（以下「共同審査ポータルサイト」という。）

2 書面申請（書面申請した場合は電子申請は不要）

- (1) 従来通り紙の申請書類を建設課管理係に提出または郵送する申請方式
- (2) 当町のみ申請を想定しており、持参又は郵送に限る。
- (3) 詳細は、別紙(書面申請)を参照願います。

3 インターネットを利用した証明書類の入手について

- (1) アクセス先：e-tax (<https://www.e-tax.nta.go.jp>)
- (2) 電子申請場合は、e-tax からダウンロードした電子納税証明書（PDF）を共同審査ポータルサイトにアップロードする。
- (3) 書面申請の場合は、e-tax からダウンロードした電子納税証明書（PDF）を印刷して町建設課管理係に各申請書とともに提出する。
- (4) 国税の納税証明書の問い合わせ先
倶知安税務署 電話番号：0136-22-1192

第 2 資格要件

1 基本的資格要件

京極町が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下、「競争入札参加資格者」という。）は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 地方自治法施行令（以下、施行令と略す。）第167条の4第1項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被補佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）でないこと。
- (2) 施行令第167条の4第2項（同第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 税（国税・市町村税）を滞納している者でないこと。（未納額のうち、納期未到来額を除く。）

2 審査基準日

- (1) 定期電子申請

審査基準日は、令和6年12月1日とする。

- (2) 随時電子申請

審査基準日は、下記、第3の「資格審査の申請について」の「1電子申請期間」の「(2)随時電子申請期間」を参照すること。

3 資格の種類ごとの要件

- (1) 建設工事の資格要件

建設工事とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条による許可が必要な28種類の工事をいう。

ア 審査基準日において、対応する建設業の許可のうちいずれかを有する者で、かつ、当該許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。

イ 資格に対応する建設業の許可について、経営事項審査を受け、その結果通知を有しており、かつ、その結果通知の基準日（＝決算日）が令和4年9月2日以降で最新のものであること。

ウ イの経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以降の決算期のいずれかに完成工事高があること。

エ イの経営事項審査結果通知が、

ア) 平成24年7月1日改正後の新基準による、いわゆる「新経審」であること。

イ) 又は平成24年7月1日改正前の旧基準による、いわゆる「旧経審」である場合は、「雇用保険加入の有無」及び「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「適用外」とされているものであること。

- (2) 設計等の資格要件

設計等とは、建築設計・造林・土木設計・測量・地質調査・道路清掃・技術資料作成等で、建設業法による許可を必要としないものをいう。

ア 設計等のそれぞれの資格に共通する要件

ア) 審査基準日において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ) 審査基準日の直前1年間に、その事業に係る売上高があること。

イ 建築設計における要件

アからウまでのいずれにも該当し、かつ、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。

ウ 測量における要件

アからウまでのいずれにも該当し、かつ、測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。

※除排雪については上記設計等に含めない。下記（3）のその他業務（役務の提供）の要領・様式によることとする。

（3）「物品等」の資格要件

ア 審査基準日において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 法人の場合は、商業登録簿の目的欄に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。

ウ 個人の場合は、営業証明書に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。（希望する業種の事業内容が確認できる契約書等でも可）

※除排雪については上記（2）設計等の要領・様式によらず、本項その他業務（役務の提供）の要領・様式によることとする。

4 資格要件の特例

中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）第3条の規定に基づき設立された協同組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に基づき設立された協同組合（以下「協同組合」という。）が次のいずれかに該当するときは、第1に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る要件及び第2に規定する受付期間を適用しない。

（1）経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

（2）企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

第3 資格審査の申請について

Ⅰ 電子申請期間

（1）定期電子申請期間

ア 建設工事等

令和6年12月10日～令和7年1月31日（受付期間中は24時間受付であるが、開始日は9時00分から、終了日は17時30分まで）

イ 物品等

「令和5・6年度」のところ「令和5・6・7年度」とし、有効期間を1年間延長したので、**今回の申請は不要**です。（令和8年度から申請受付の予定です。）

（2）随時電子申請期間

ア 建設工事等

定期電子申請の受付期間終了後も随時電子申請が可能で、令和7・8年度の随時申請申請期間は次のとおりである。（詳細は、「令和7・8年度北海道市町村参加資格共同審査申請の手引き」を参照（建設工事編2024年11月25日改正版の72頁、測量・建設コンサルタント等業務編2024年11月8日版の86頁）に記載されている。）

	審査基準日	随時申請期間
第1回	令和7年3月1日	令和7年3月17日（月）～令和7年4月14日（月）
第2回	令和7年4月1日	令和7年4月15日（火）～令和7年5月14日（水）

第3回	令和7年5月1日	令和7年5月15日（木）～令和7年6月13日（金）
第4回	令和7年6月1日	令和7年6月16日（月）～令和7年7月14日（月）
第5回	令和7年7月1日	令和7年7月15日（火）～令和7年8月14日（木）
第6回	令和7年8月1日	令和7年8月15日（金）～令和7年9月12日（金）
第7回	令和7年9月1日	令和7年9月16日（火）～令和7年10月14日（火）
第8回	令和7年10月1日	令和7年10月15日（水）～令和7年11月14日（金）
第9回	令和7年11月1日	令和7年11月17日（月）～令和7年12月12日（金）
第10回	令和7年12月1日	令和7年12月15日（月）～令和8年1月14日（水）
第11回	令和8年1月1日	令和8年1月15日（木）～令和8年2月13日（金）
第12回	令和8年2月1日	令和8年2月16日（月）～令和8年3月13日（金）

イ 物品等

「令和5・6年度」のところ「令和5・6・7年度」とし1年間延長したので、**今回の申請は不要**です。（令和8年度から電子申請受付の予定です。）

2 電子申請の方法（電子申請の流れ及び共通書類一覧は、別紙1を参照）

（1）建設工事等

共同審査協議会運営する共同審査システムの共同審査ポータルサイトにログイン（<https://www.hoctec.info/kyoshin/>）して、該当電子データ様式を入手し、必要事項を入力後、添付書類とともにPDF化して登録をする。

（2）物品等（令和8年度から電子申請の受付を開始予定）

~~電子申請の方法等については、共同審査システムに掲載されている「北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き」等を参照のうえ、受付期間内に申請をする。~~

（3）電信申請・共同審査に関する問い合わせ先

一般財団法人北海道建設技術センター 市町村支援課 入札参加資格審査担当
電話番号：011-733-2322 E-mail：kyosin@hoctec.or.jp

（4）特記事項

「物品等」は、令和8・9年度分からの運用開始となり、以降、建設工事等と交互申請になります。

第4 資格の有効期間

建設工事等の資格の有効期間は、令和7・8年度の2年度間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

ただし、物品等の有効期間は、「令和5・6年度」のところ「令和5・6・7年度」とし、1年間を延長する。（令和8年度から共同審査による電子申請に参画することから）

第5 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格を失う。

（1）第1に規定する資格要件に該当しなくなったとき。

※正当な理由のない各種税を滞納した時点においても、当該資格を失うので留意すること。

（2）営業に監視、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき

第6 再審査の申請について

次のいずれかに該当するときは、資格の再審査の申請を行うものとする。

- (1) 競争入札参加資格を有する者の営業が相続、合併及び分割されたとき。
- (2) 競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員を変更したとき。

第7 変更届の提出について

次のいずれかに該当するときは、資格の変更申請を行うものとする。

- (1) 商号又は名称の変更があったとき
- (2) 組織に変更があったとき
- (3) 代表者に変更があったとき
- (4) 所在地に変更があったとき
- (5) 電話番号に変更があったとき
- (6) 仕様印鑑に変更があったとき
- (7) 建設業の許可及びその他の登記等に関する事項に変更があったとき
- (8) 支店・営業所に関する事項に変更があったとき

※変更前後が明確に比較出来るものであれば様式は問わない。

第7 委任状について

委任状については、本店の代表者が、支店または営業所の代表者に一定の期間を通じて入札・見積・契約の締結・代金の請求、受領などの権限を委任する場合に提出するものとする。

委任状は特に申し出がなければ2年（度）間（令和9年3月31日まで）有効とする。

ただし、「物品等」の随時書面申請は、未申請による新規申請及び変更申請を受け付けた日から令和8年3月31日まで有効とする。

なお、権限を委任した者、権限を委任された者に変更が生じた場合は、前記第6の変更届け併せて改めて委任状を提出するものとする。

第8 その他

災害等によりやむを得ない事案が生じ、本申請とは別に町長が必要であると認めた場合、臨時的に限り申請を受付する場合がある。